

株式会社しまむら 行動計画(女活法、次世代法対応)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日

2. 内容

目標1 令和3年3月までに、子育てと生活の両立が図れる制度を策定する。

- ・令和2年中に限定社員制度策定
- ・令和3年4月までに運用開始させる (次世代法対応)

<対策>

- ・令和2年4月より、人事制度の改変プロジェクトを立ち上げる
- ・限定社員制度を新たに導入させて、労働時間及び職場を選べる制度を作る
- ・通常社員への復帰方法を明文化し、不利益にならないようにする。

目標2 サブチーフ以上の役職者の女性比率を5%(令和元年4月)に対して、令和4年3月までに倍増の10%にさせる。 (女性活躍推進法対応)

<対策>

- ・令和1年以降毎年正社員として50%以上の比率で女性を採用してゆく。
- ・限定社員制度など、女性が働きやすく活躍できる制度を導入する。
- ・評価制度の見直しやパートナー社員の社員登用を強化させる。
- ・経営方針の中に、女性の活躍を盛り込み全社意識の高揚を図る。

目標3 令和2年4月～令和3年3月の期間で、平均月間残業時間を昨年の実績に対して10時間削減する。 (女性活躍推進法対応)

<対策>

- ・夜間業務専門の責任者を採用し、社員が行っている夜間業務を削減する。
- ・作業改善のプロジェクトを立ち上げて、効率の良い仕事の進め方を行う。
- ・シフト制や変形労働時間制の導入を検討する。

